

今後の行政改革の道筋

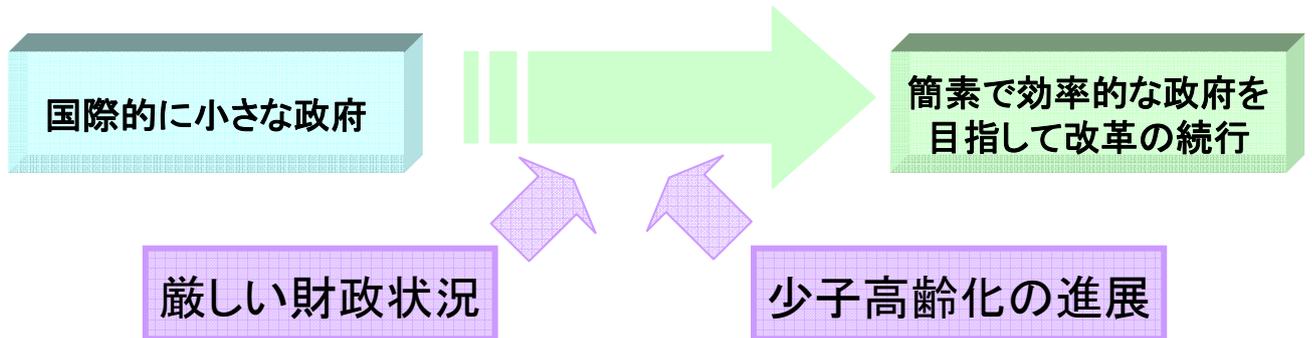
～行政改革推進法に基づく
具体的取組～

第164国会において、行政改革推進法が成立しました。これまでにも政府は様々な行政改革を積み重ねてきましたが、今後、同法に基づき、簡素で効率的な政府の実現を目指し、行政改革を加速します。

1 行政改革の一層の推進

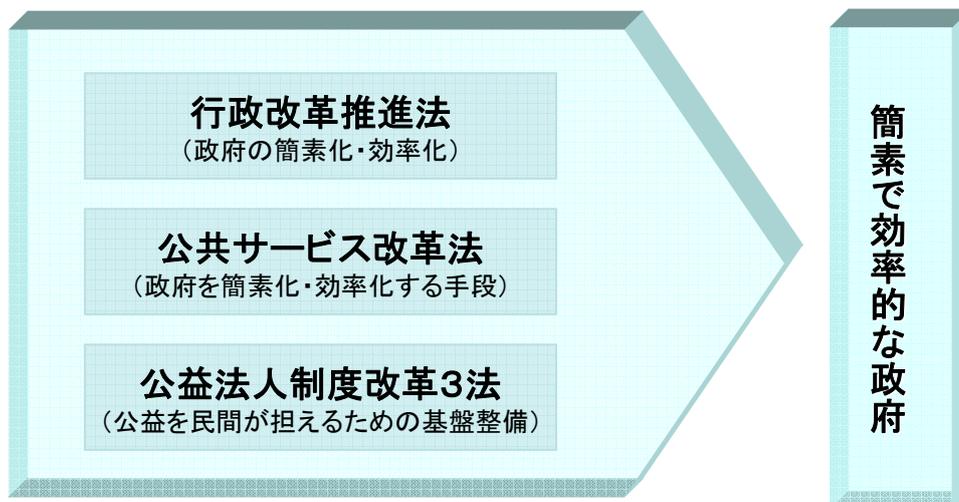
(1) 改革の背景

公的部門の職員数、政府支出の規模や潜在的国民負担率を国際比較すると、我が国の数字は先進国の中で低い水準にあります。しかしながら、我が国の公的債務の水準や、少子高齢化の進展によって政府の支出規模や国民負担が今後増大していくことが見込まれることを考えれば、今後とも「官から民へ」、「国から地方へ」などの観点から各般にわたる行政改革を推進し、簡素で効率的な政府を目指して改革を続行することが必要です。



(2) 行政改革推進法の成立

平成18年3月、政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革についての基本理念や重点分野の改革方針を定める行政改革推進法案(注1)を策定し、公共サービス改革法案(注2)、公益法人制度改革3法案(注3)とともに第164回国会に提出しました。これらの法案の成立を受けて、政府は、今後、簡素で効率的な政府の実現に向けて、行政改革を加速します。



(注1) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案

(注2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案

(注3) ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案

③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(3) 行政改革推進法に基づく改革の内容

政策金融改革

- ・ 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行(注1) -----▶ 平成20年10月に統合(注2)し、新政策金融機関を設置
- ・ 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫 -----▶ 平成20年10月の特殊会社化のおおむね5年後から7年後を目途に完全民営化
- ・ 公営企業金融公庫 -----▶ 平成20年度に廃止

(注1) 海外経済協力関係(円借款)は国際協力機構(JICA)に統合
(注2) 沖縄振興開発金融公庫については、平成24年度以降に統合

独立行政法人の見直し

- ・ 独立行政法人等の行う金融業務の見直し
- ・ 18年度以降初めて中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し

総人件費改革

- ・ 国家公務員(68.4万人)を5年間で5%以上純減
- ・ 国家公務員の給与制度について、人事院の検討を踏まえ、平成18年度から順次改革
- ・ 地方公務員についても5年間で4.6%以上純減、給与制度の見直し

特別会計改革

- ・ 統合・独立行政法人化・一般会計化(今後5年を目途に現行の31特別会計が1/2~1/3程度に減少)
- ・ 資産・剰余金等のスリム化(5年間で約20兆円の財政健全化寄与)
- ・ 特別会計整理合理化法案(仮称)を平成19年を目途に国会提出

国の資産・及び債務に関する改革

- ・ 国の資産の対GDP比を10年間で半減化することを目安に必要な措置
- ・ 平成18年度内に資産・債務改革の具体的施策を示す工程表を作成

(4) 行政改革推進本部

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を総合的かつ集中的に推進するため、行政改革推進法に基づき、行政改革推進本部が設置されました。



行政改革推進本部第1回会合(平成18年6月27日)
提供: 内閣広報室

内閣

行政改革推進本部

- 本部長: 内閣総理大臣
- 副本部長: 内閣官房長官、行政改革担当大臣
総務大臣、財務大臣
- 本部員: 本部長及び副本部長以外のすべての
国務大臣

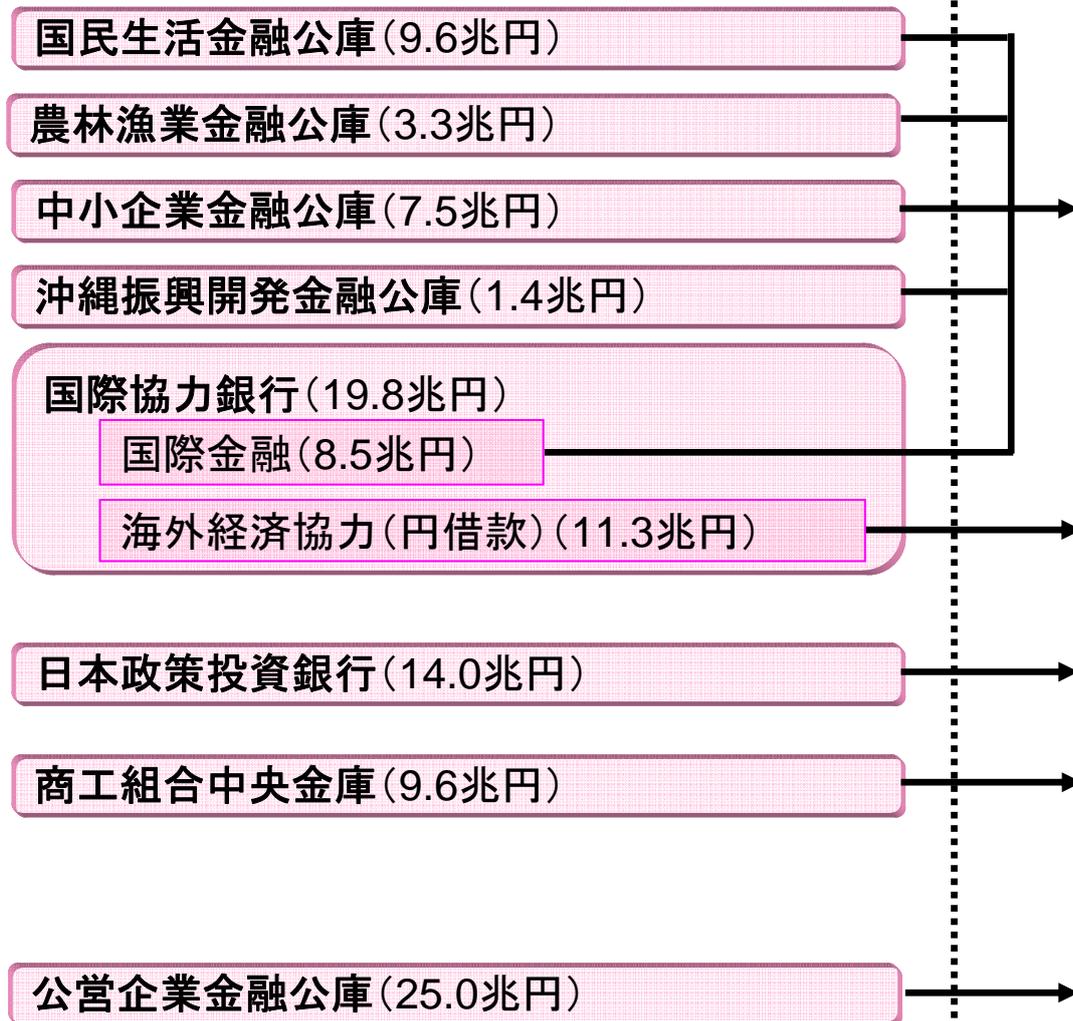
2 行政改革推進法の重点分野

(1) 政策金融改革

政策金融は、金融的手法によって一定の政策目的を達成する政策実現手段であり、民間金融機関のみでは適切な対応が困難な分野に対して資金供給を行っています。

現在(平成16年度末)

○現行8機関(90.2兆円) ※数字は貸出残高



政策金融改革関連法案については、遅くとも平成19年通常国会に提出

政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行うものです。

新体制(平成20年10月以降)

○ 平成20年度中に政策金融の貸付残高の対GDP比半減

新政策金融機関

- ・ 政策金融の的確な実施と効率的な事業運営の両立
- ・ 明確な経営責任と透明性の確保
- ・ 統合効果の発揮と利用者の利便性の向上
- ・ 民間補完に徹しながら業務の必要性を不断に見直し

(注) 沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合

国際協力機構(JICA)に統合

完全民営化への移行 (特殊会社化)



完全民営化 (一般の株式会社化)

廃止

- ・ 特殊会社化のおおむね5年後から7年後を目途に政府出資の全部を処分
- ・ 設立根拠法廃止

- ・ 地方公共団体は共同して資金調達のための新組織を自ら設立。
- ・ 国は新たな出資・保証等の関与を行わない。

○ 独立行政法人等を行う金融業務の見直し

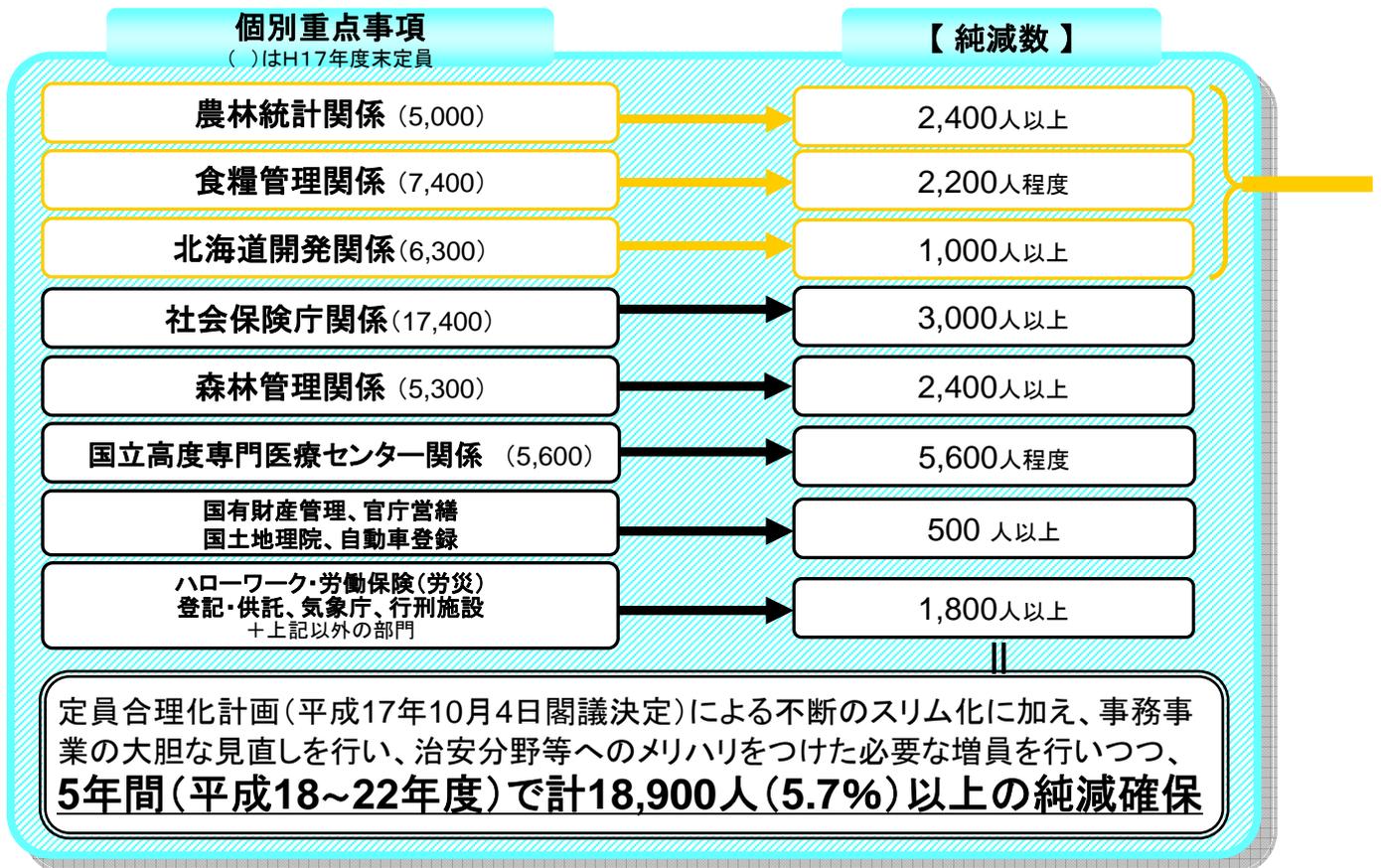
独立行政法人、公益法人等による金融業務についても、政策金融改革の趣旨を踏まえた見直しを平成18年度中に実施

(2) 総人件費改革

「簡素で効率的な政府」を実現し、政府の規模を大胆に縮減するため、公的部門全体で総人件費改革に取り組む必要があります。

このため、国家公務員や地方公務員等について、その総数の純減及び給与制度の見直しを行うことなどにより、総人件費改革に取り組んでいくことにしています。

○ 国の行政機関(33.2万人)の定員の純減計画(平成18年6月30日閣議決定)



○ 国家公務員の給与制度の見直し

地域ごとの民間の給与水準を的確に反映させるための見直し

- ・全国共通に適用される俸給表水準を引き下げ
- ・民間賃金が高い地域に地域手当を支給

勤務実績の給与への反映

- ・勤勉手当について勤務実績の反映を拡大 など

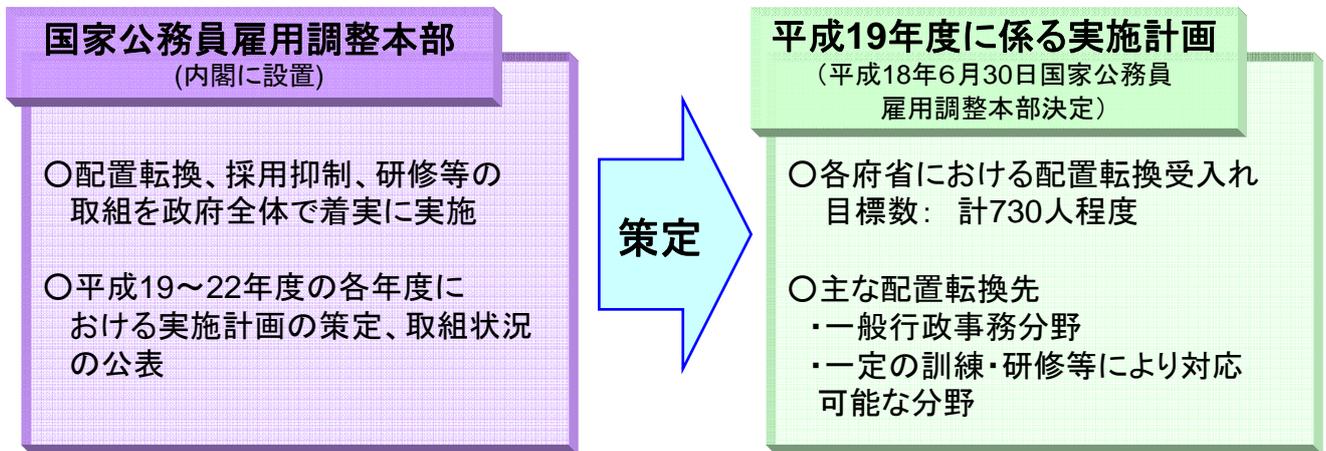
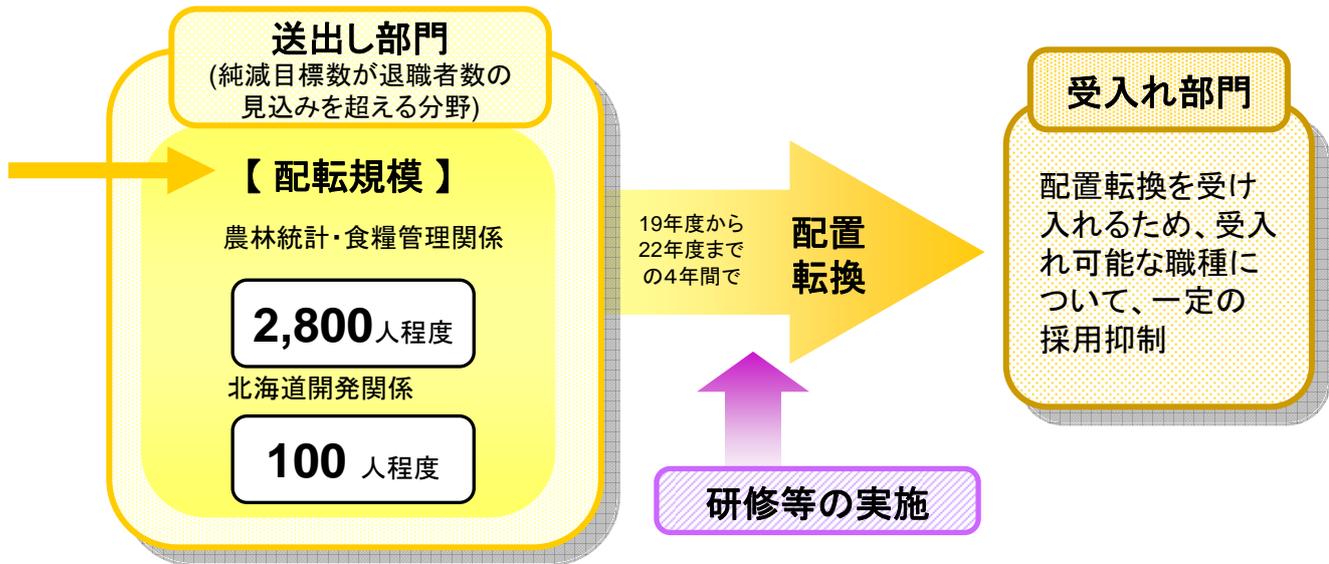
年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換

- ・給与カーブのフラット化 など

官民給与比較方法の見直し

- ・人事院において比較対象企業規模を見直すことを要請
(100人以上⇒50人以上)

○ 国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定）



○ 地方公務員人件費の削減

国の行政機関職員の定員純減(5.7%)と同程度の定員純減を実施

地方における民間給与水準への準拠の徹底など地方公務員給与の見直しを推進

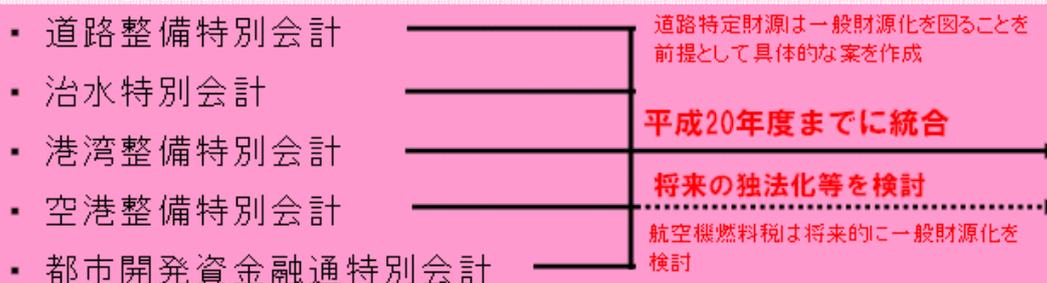
(3) 特別会計改革

特別会計とは、事業ごとに受益と負担の関係を明確にするために一般会計と区分して設けられているもので、現在31存在します。しかし、数が多数に上るため監視が不十分となって無駄な支出が行われやすい、固有の財源があるため不要不急の事業が行われている、多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていない、などの問題が指摘されており、1890年の特別会計制度発足以来の抜本的な見直しを行います。

改革の主な内容

- 特別会計の統廃合等(統合・独立行政法人化・一般会計化等することにより、31特別会計を1/2から1/3程度に縮減)

例：公共事業関係



- 資産・負債、剰余金・積立金等のスリム化
(今後5年間で20兆円程度の財政健全化寄与)
- 5年ごとに、個々の特別会計の存続の必要性を検討

改革の道筋

- 個別の特別会計の改革、財政法の例外規定の整理などを定める「特別会計整理合理化法案(仮称)」を平成19年を目途に国会提出

(4) 国の資産及び債務に関する改革

「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を抑制するために、国の資産の圧縮と資産・債務管理の強化が求められています。国の資産(外為資金、年金寄託金、道路・河川等の公共用財産を除く)については、今後10年間(～平成27年度末)で対名目GDP比を概ね半減させることを長期的な目安として、その圧縮に努めます。また、資産・債務管理については、民間の知見を積極的に活用しつつ、その見直しを進めます。

改革の主な内容

○ 国の資産の圧縮

- ・ 財政融資資金貸付金の残高縮減
- ・ 歳出削減の徹底
- ・ 売却可能な国有財産の売却促進
- ・ 剰余金等の見直し 等

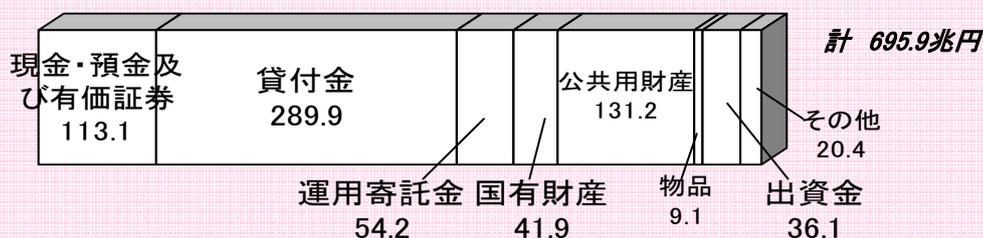
○ 国の資産及び債務の管理の在り方の見直し

- ・ 国有財産の売却可能性:時価に基づく売却収入及び機会費用を考慮し、検討
- ・ 貸付金の証券化:幅広い観点からその適否を検討
- ・ 国債に関する施策:民間の知見を活用して関係職員の専門的能力を向上させるなど国債管理政策の一層の充実を図る
- ・ 公会計:財務書類の整備促進のための取組を実施

等

○ 国と同様、地方における資産・債務改革

(参考) 国の資産の状況(平成15年度末決算ベース) 単位:兆円



改革の道筋

- 財務大臣は、平成18年度中に工程表を作成・公表

3 関連諸制度の改革との連携

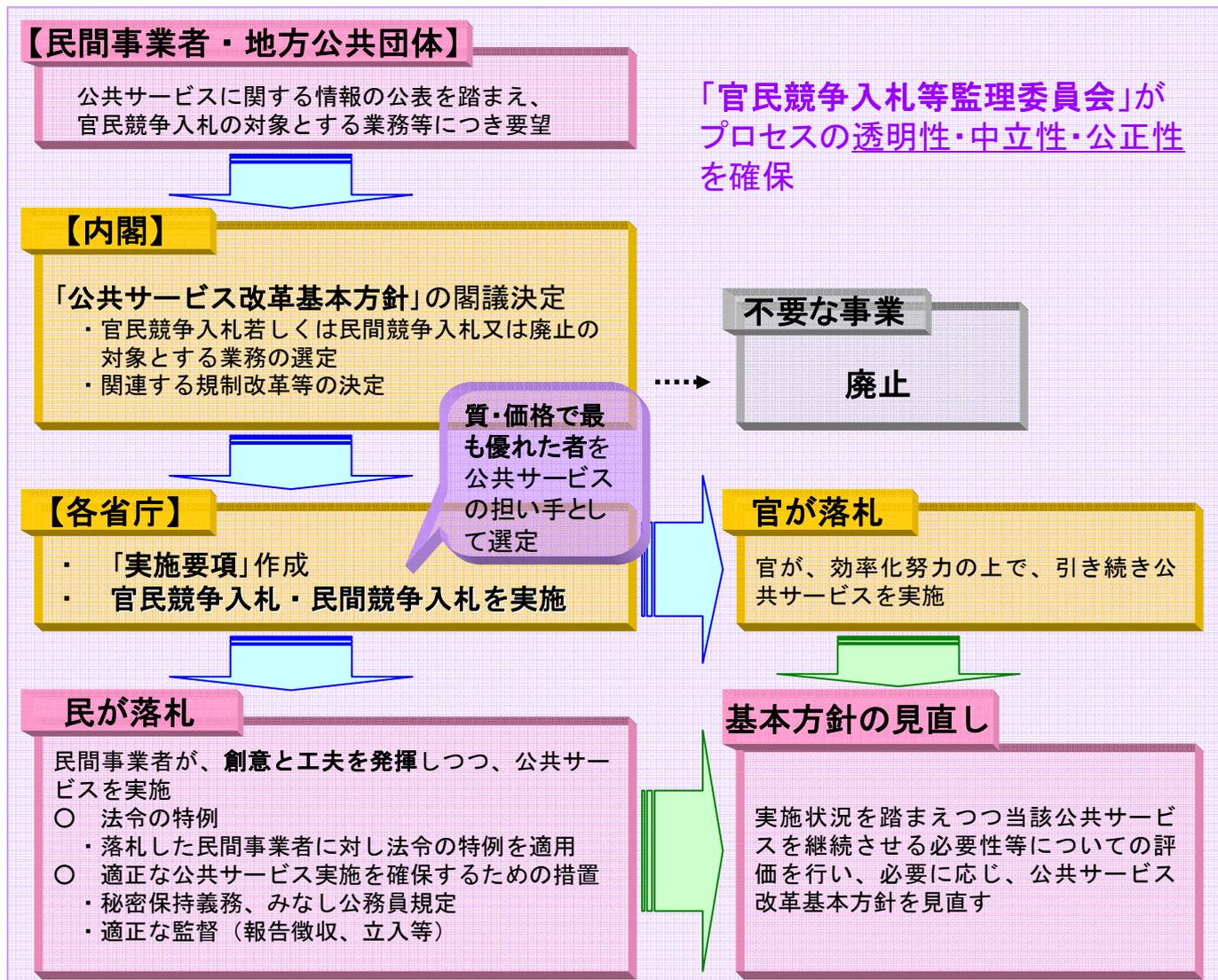
(1) 公共サービス改革(市場化テスト)

公共サービス改革法は、官民競争入札や民間競争入札等を活用することにより、民間事業者の創意工夫を公共サービスの実施に適切に反映させ、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを提供することを目的としています。

官民競争入札

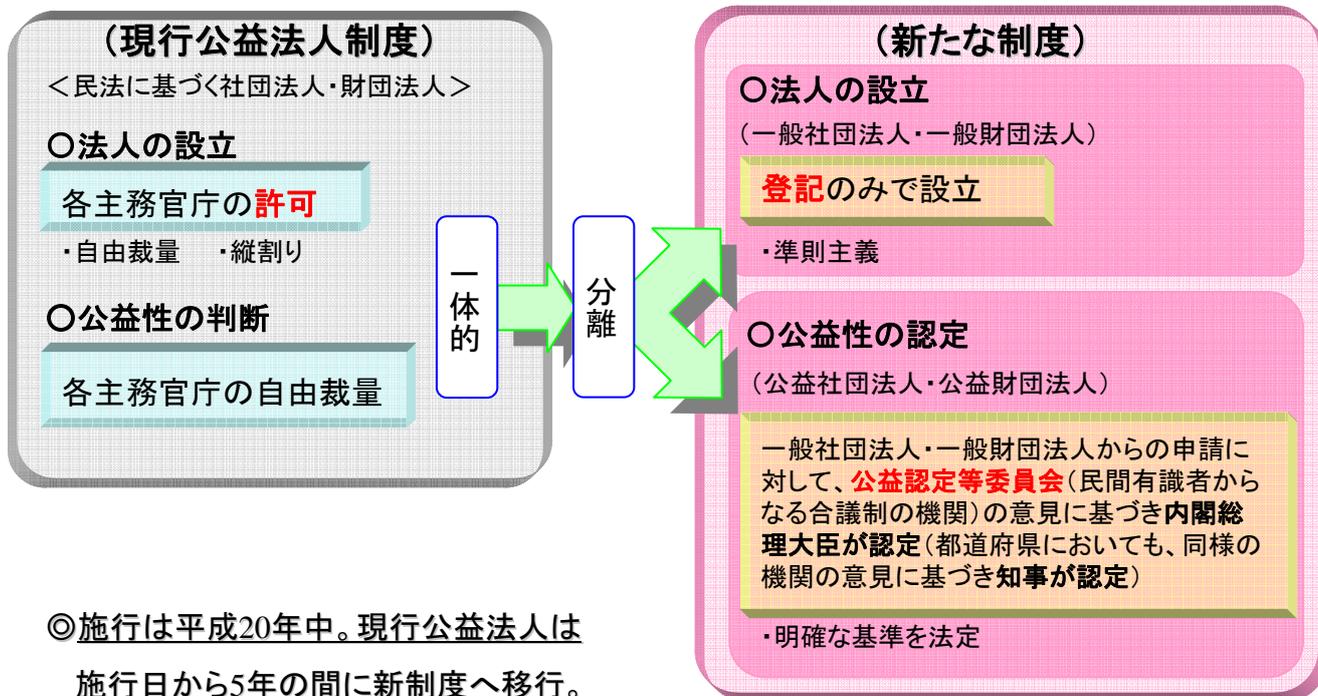
- 公共サービス改革(市場化テスト)とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みです。
- 米国、英国、豪州等で既に実施されています。

○ 国の実施プロセス



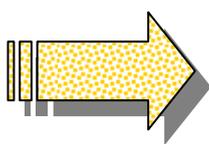
(2) 公益法人制度改革

現行の公益法人制度について、法人設立が簡便でない、公益性の判断基準が不明確であるなどの問題が指摘されており、これらの問題に適切に対処する必要があります。また、「官から民へ」の流れの中で、政府の簡素化、効率化を推進するために、「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進することが必要です。このため、公益法人制度が110年ぶりに抜本的に改められます。



○税との関係

法人格と税の優遇が連動
・法人税は収益事業のみ課税
※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇



○税との関係

政府税調等において検討中
(方向性)
法人のうち、公益性が認定された法人について優遇
・収益事業のみ課税
・寄附金優遇の対象とする

(3) 公務員制度改革

職員の意欲と仕事の成果を引き出すとともに、行政に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度改革を進めます。

天下り問題への対応について、①押し付け的あっせんによる再就職の根絶、②定年までの勤務も可能な人事の構築、③官民人事交流の積極的推進など制度改革を要する事項について、検討を進めていきます。

人事評価について、対象範囲を拡大して、18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を推進します。

能力・実績主義の人事管理の徹底等の観点に立った公務員制度改革について、できる限り早期に具体化を図ります。

行政改革についてのご意見は、<http://www.gyokaku.go.jp/mail.html>
までお寄せください。

行政改革推進本部事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目18番1号 虎ノ門第10森ビル4階
電話 03-3539-8600

発行日 平成18年8月